

経済産業省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

法人名	役職及び所掌	在任期間 (算定期間)	業績勘案率（案）※ 〈経済産業省評価委員会〉
産業技術総合研究所	理事	H18. 4. 1～H20. 3. 31 (同上)	1. 0
	副理事長	H20. 4. 1～H24. 3. 31 (同上)	
	理事	H18. 4. 1～H24. 3. 31 (同上)	1. 0
日本貿易振興機構	理事	H20. 4. 1～H24. 3. 31 (同上)	1. 0
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	理事 A	H22. 4. 1～H24. 3. 31 (同上)	1. 0
	理事 B	H21. 6. 29～H24. 2. 29 (同上)	1. 0
	理事 C	H20. 3. 1～H24. 2. 29 (同上)	1. 0
	監事 A	H19. 4. 1～H23. 6. 30 (同上)	1. 0
	監事 B	H22. 4. 1～H24. 3. 31 (同上)	1. 0
中小企業基盤整備機構	理事長	H20. 7. 1～H24. 6. 30 (同上)	1. 0
	理事 A	H21. 8. 1～H24. 6. 25 (同上)	1. 0
	理事 B	H22. 7. 1～H24. 6. 30 (同上)	1. 0
	理事 C	H22. 7. 1～H24. 6. 30 (同上)	1. 0

※ 業績勘案率（案）の算定は別紙のとおり。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

通知のあった業績勘案率（案）「1. 0」については、意見はない。

以上

別紙

経済産業省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容				勘案率(案)
			在任期間	機関実績勘案率(※1)	個人業績勘案率(※2)	基礎業績勘案率(※3)	特別に考慮すべき事項(※4)	
産業技術総合研究所	理事	H18. 4. 1～H20. 3. 31	同左	1. 0	1. 0	1. 0	なし	1. 0
	副理事長	H20. 4. 1～H24. 3. 31	同左					
	理事	H18. 4. 1～H24. 3. 31	同左	1. 0	1. 0	1. 0	なし	1. 0
日本貿易振興機構	理事	H20. 4. 1～H24. 3. 31	同左	1. 0	1. 0	1. 0	なし	1. 0
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	理事A	H22. 4. 1～H24. 3. 31	同左	1. 0	1. 0	1. 0	なし	1. 0
	理事B	H21. 6. 29～H24. 2. 29	同左	1. 0	1. 0	1. 0	なし	1. 0
	理事C	H20. 3. 1～H24. 2. 29	同左	1. 0	1. 0	1. 0	なし	1. 0
	監事A	H19. 4. 1～H23. 6. 30	同左	1. 0	1. 0	1. 0	なし	1. 0
	監事B	H22. 4. 1～H24. 3. 31	同左	1. 0	1. 0	1. 0	なし	1. 0
中小企業基盤整備機構	理事長	H20. 7. 1～H24. 6. 30	同左	1. 11	1. 0	1. 0	なし	1. 0
	理事A	H21. 8. 1～H24. 6. 25	同左	1. 15	1. 0	1. 0	なし	1. 0

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容				勘案率(案)
			在任期間	機関実績勘案率(※1)	個人業績勘案率(※2)	基礎業績勘案率(※3)	特別に考慮すべき事項(※4)	
	理事B	H22. 7. 1～H24. 6. 30	同左	1. 2	1. 0	1. 0	なし	1. 0
	理事C	H22. 7. 1～H24. 6. 30	同左	1. 2	1. 0	1. 0	なし	1. 0

- (※1) 経産省独法評価委員会「基本的考え方」2.(2)において「当該役員が在職した期間に係る「年度実績評価」に基づく各年度の機関実績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均して求めた率」とされている。
- (※2) 「基本的考え方」2.(3)において「1.0を基本とする」とされている。
- (※3) 「基本的考え方」2.(1)において「機関実績勘案率 α 」と「個人業績勘案率 β 」を算出後、配分率 x 、 y (注：各法人の特性・役員の職責に応じ決定する。ただし、個人的な業績が付随的なものであることを考慮し、 y は0.2とする。)を乗じ、「基礎業績勘案率 ε' 」を算出する」とされており、その計算式は「 $\varepsilon' = x\alpha + y\beta$ ($x + y = 1$ 、 $x = 0.8$ 、 $y = 0.2$) (ε' ：基礎業績勘案率、 α ：機関実績勘案率、 β ：個人業績勘案率、 x ：機関実績勘案率の配分率、 y ：個人業績勘案率の配分率)」とされている。
- (※4) 「基本的考え方」2.(1)において「通知された基礎業績勘案率に基づき、当該役員が在職中に特筆すべき法人の業績等を勘案して当該役員が在職中の業績勘案率を決定する」とされている。